



意思を尊重し、チームで支える

成年後見制度のご案内



一般社団法人
神奈川健康生きがいきずくりアドバイザー協議会
神奈川健生成年後見センター

こんなとき、こんな方のために

…成年後見制度はあなたの味方

認知症や障害などで判断能力が低下すると、このようなことが起こり得ます。

- 預貯金や不動産の管理を行うことができない
- 病院や施設に入りたいが、どうしたらよいかわからない
- 配偶者が亡くなったが、相続の手続きができない
- 訪問販売の人に言われるままに高額のを買ってしまう



また、ご家族の方にとっては、こんなお悩みもあるかもしれません。

- 本人の住んでいる不動産を売却しなければ施設入所費用を賄えない
- 知的障害の子ども将来が不安だ

さらに、今お元気でも、将来がご心配な方もいらっしゃると思います。

成年後見制度は、このように判断能力が低下した方、
判断能力の低下が心配な方の権利を守るため、
財産管理や身上保護の面から支援する制度です。

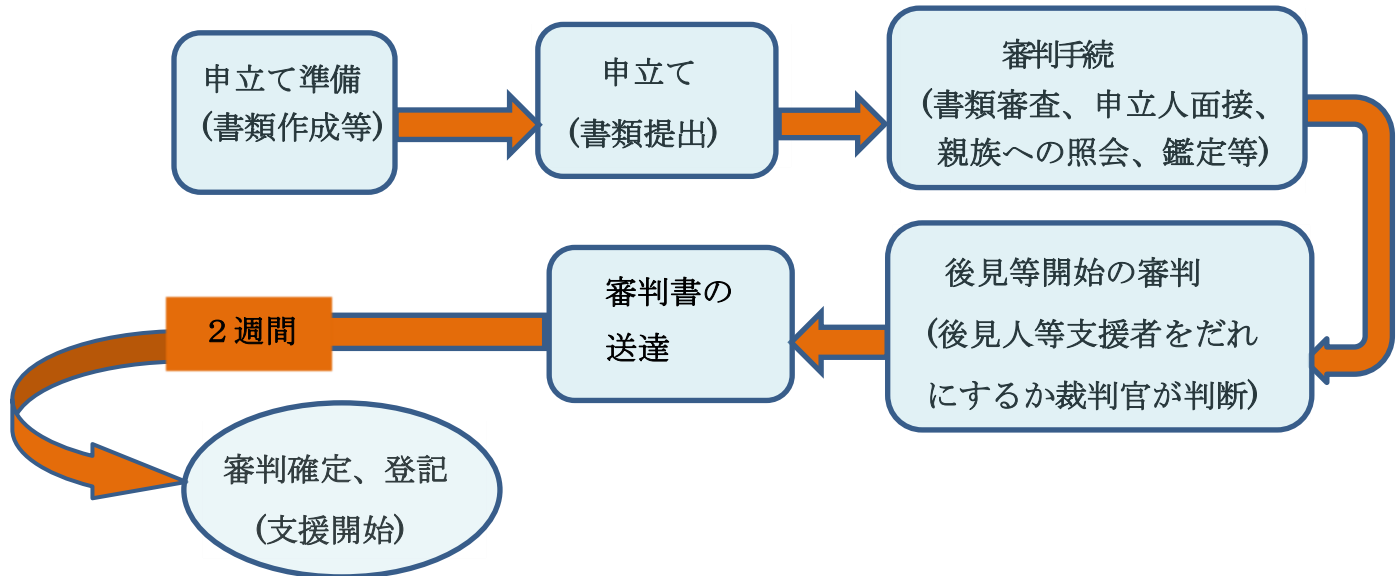
- 金銭の出金・入金管理を行い、不適切に使われることを防ぎます。
- 施設入所や入院など、必要な契約を結びます。
- 不利益となる契約を取り消します。
- 定期的に訪問して、ご希望やお困りのことをお聞きします。
- 安心して快適に暮らせるようお手伝いします。
- お世話をしている方々と連携していきます。



安心のために、成年後見制度の利用をご検討ください。

どう利用する？ ～制度のあらまし～

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に「申立て」をする必要があります。
申立てから審判が下りるまでは、以下のような流れになります。



成年後見制度の種類～法定後見と任意後見～

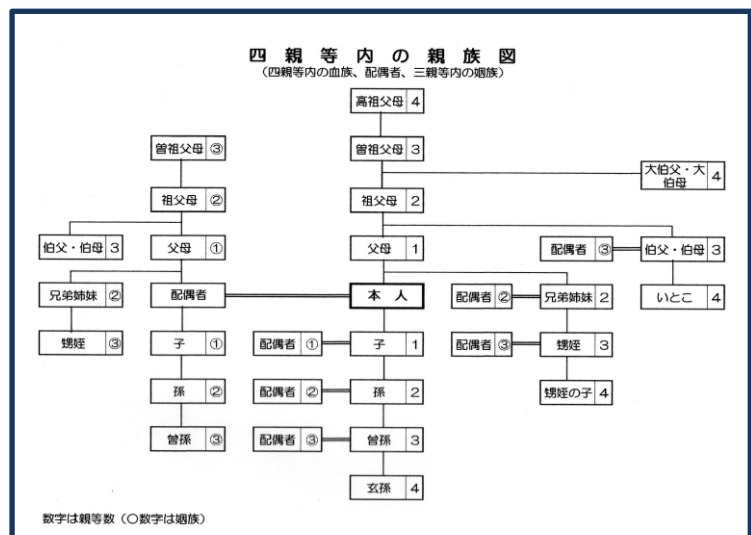
成年後見制度には、法定後見と任意後見があります。

法定後見制度：すでに判断能力が低下している方に対して

- 本人、親族（四親等内）、市区町村長等が家庭裁判所に申し立てることにより、支援者（後見人等）が選任されます。
- 申立て時に記した候補者以外の人を選任されることもあります。

任意後見制度：判断能力がある方が、将来のことを考えて

- 判断能力のあるうちに、公正証書により後見契約を結んでおきます。
将来成年後見人になってもらいたい人をご自身で決めることができます。
- ご本人の判断能力が低下したら、本人配偶者、親族（四親等内）、または後見契約の受任者が家庭裁判所への申し立てをして、任意後見監督人を選任した時からその契約の効力が生じます。



成年後見制度の類型～後見・保佐・補助～

成年後見制度は、ご本人の判断能力によって、

後見

保佐

補助

の三段階の類型に分かれます。

類型の判断としては、医師の診断書・鑑定書に基づき家庭裁判所が行いますが、だいたいの目安は以下のようなものです。

後見	日常的な買い物もできず、誰かに代わってもらう必要がある	判断能力 ↑ 低
保佐	日常の買物程度は一人でできるが、不動産売買や金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分でできない	
補助	重要な財産行為は自分でもできるかもしれないが、できれば誰かに代わってやってもらったほうが良い	

そして、この類型によって支援する人はそれぞれと呼ばれます（以下、後見人等という）。

後見人

保佐人

補助人

後見人等の職務と権限(代理権・取消権・同意権)

後見人は、「代理権」と「取消権」を使ってご本人の支援をします。具体的には、契約等を行ったり、不利益な法律行為を後から取り消すことができます。しかし、保佐人や補助人の場合、ご本人自身でできることが多いので、この権限の範囲が狭まります。

保佐人は民法 13 条 1 項の行為全部に対して、補助人は民法 13 条 1 項のうち申し立てた範囲で、「同意権」と「取消権」が与えられます。保佐人と補助人の代理権は、ご本人の同意に基づいて家庭裁判所が認めた法律行為に限られます。

被保佐人または被補助人であるご本人自らが特定の法律行為を行う場合、保佐人または補助人が同意します(同意権)。被保佐人または被補助人が保佐人または補助人の同意を得ずして特定の法律行為を行った場合、保佐人または補助人が取り消すことができます(取消権)。

なお、後見人・保佐人・補助人は、以下のことは行えません。

- ・本人に代わって行う身分行為（婚姻、離婚、養子縁組等）
- ・身元保証
- ・日用品の購入等日常生活での行為の取消
- ・事実行為（掃除・洗濯・介護や看護など身の回りのお世話）
- ・医療行為（手術など）の同意





しかし、後見人は、ご本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務がありますので、現在適切なケアが受けられていなければ、介護サービス利用などの契約を結んだり、契約内容を見直したりして、ご本人の生活の維持・向上に努めます。また、後見人は日ごろからご本人とコミュニケーションをとり、ご希望をくみ取れるよう最大限の努力を払います。

個人後見と法人後見

後見人・保佐人・補助人は、個人が選任される場合と、法人が選任される場合があります。個人の場合は、親族や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等)が後見人等になるケースが多いですが、現在、各自治体では市民後見人を養成し始めているので、養成講座の修了者による市民後見人も増えています。これに対して、法人後見は社会福祉法人や社団法人、NPOなどの団体が受任します。法人が後見人等になるメリットとしては、以下のことが挙げられます。

多くの人の知恵やノウハウを生かして対応できる

法人後見の場合、組織が支援を行いますから、組織力を発揮して、複数のスタッフで知恵を出し合って対応したり、業務を分担したりすることが可能です。

複数の目線で管理することができる

後見人は財産管理が主要な職務の一つであり、高い倫理性が求められますが、不幸にしてその資質に欠ける者による横領等の不祥事が起こっています。法人後見の場合、組織で管理を行うので、不正を防止できます。



長期的に後見業務を務めることができる

知的障害・精神障害など年齢が比較的若い方の場合、何十年と長期間にわたってサポートが必要です。法人後見なら、担当者の変更も弾力的に行えるので、後見人自身の健康等の理由で職務に支障をきたすことはありません。

相性を考慮して担当者を決めることができる

後見活動を行う上で、被後見人との相性は大変重要です。法人内の多数の会員の中から、被後見人と相性が良い担当者を選ぶことができます。

知っておくと安心 ～よくある質問～

Q: 成年後見制度は、身寄りのない人のためのものですか？

A: そうとは言えません。家族がいる方でも、ご家族がその方を支えきれない場合があります。判断能力が低下した方は、さまざまな方面からの支えが必要ですし、後見人自身も福祉、医療、行政などと連携しなければ実務を進めることができません。そしてご家族がいらっしゃる場合は、後見の役割を分担して進めることも可能です。お困りと思われることがあれば、ぜひご相談ください。

Q: 財産がないと、後見人はつけられませんか？

A: そんなことはありません。現代社会では、私たちは様々な契約を結ばずには生活できないようになっています。たとえば、NHKのニュースが見られるのも、受信契約を結んでいるからです。また、福祉サービスの利用においても、後見人がいることで手続きが円滑に進むこともあります。つまり、後見人の必要性は財産の多寡に関係ないと言えます。

Q: 成年後見の申立てにはどんな書類が必要ですか？

A: 法定後見の場合と任意後見の場合で書類は少し違いますが、家庭裁判所指定様式への記載が主となります。それ以外に、戸籍謄本、住民票、後見等が登記されていないことの証明書（法務局発行）、財産内容を証明する資料が必要です。家庭裁判所の様式の中には、判断能力について、医師に作成してもらう書類もあります。

Q: 後見人に支払う報酬はどのようになっていますか？

A: 管理財産額や支援内容等により、家庭裁判所が報酬額を決定します。経済的に困窮されている方は、報酬額の負担軽減や成年後見制度利用支援事業が利用できます。

Q: 後見人がきちんと職務を遂行してくれるかどうか心配です。

A: 家庭裁判所は後見人を監督する役割を担います。法定後見の場合は、裁判所が後見人を選任しますし、任意後見の場合は家庭裁判所が任意後見監督人をつけます。また、後見人は、家庭裁判所に定期的に状況を報告する義務を負っています。

Q: 後見人はどの程度本人と接触しますか。

A: 後見人の面会回数については定められていません。しかし、ご本人の生活を安全で快適なものにするために後見人になった場合、状態が安定している方であっても月に一回はお目にかかるのが一般的です。心身の状態が不安定な場合は、もっと頻繁に訪問しています。

神奈川健生成年後見センターは…

一般社団法人神奈川健康生きがいつくりアドバイザー協議会〔略称：(一社)神奈川健生〕内の団体です。地域に根差した後見人活動を展開したいと考える会員 20 数名によって、平成 25 年 12 月に発足しました。

現在、多くの受任実績があり、身上保護を中心としたきめ細かい後見活動を行っています。

- 後見人受任経験者、後見人養成講座修了者、金融・行政・福祉等後見関係分野の専門家などで構成されており、活動の傍ら情報交換や研鑽に励んでいます。
- 成年後見制度の利用について、ご相談をお受けします。
疑問に思われることがありましたら、何でもお聞きください。
- 成年後見の申し立てをなさる場合は、手続きの支援をいたします。
- 法人として、家庭裁判所の選任により、成年後見制度の法定後見人を受任します。
- 任意後見人を法人として受任します。
- その他ご高齢の方、障害をお持ちの方の権利擁護に関する相談をお受けします。

神奈川健生成年後見センターは
健康・生きがい・繋がりをキーワードとして
志を持つメンバーが組織力を最大限に活かして
認知症や障害等で判断力が低下した方に
或いは今は元気でも将来を心配する方に寄り添いながら
誰もが等しく権利を護られ
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します

お困りのときは

「神奈川健生成年後見センター」にお気軽にご連絡ください。

ご相談は無料です。

皆様のお悩みをじっくりうかがい、最善の道をお探しします。



神奈川健生成年後見センター

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉 4-10-1 ウッドハイム清和 5F
お問い合わせ 045-947-2782 (平日 9 時～17 時)

<https://seinenkoukencenter.jimdofree.com>